

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

（ 建築物ねずみ昆虫等防除業 ）

平成 30 年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 感染症媒介動物の防除と最近の話題	3
第2章 建築物事業登録制度について	
1 建築物衛生法 [※] の概要	35
2 建築物事業登録制度	38
3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準	43
4 各種届出	47
第3章 様式例	
1 新規・再登録申請に関する書類	51
2 変更届・廃止届	65
3 作成及び管理が必要な帳簿書類	69
窓口・問い合わせ先	75

※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として「建築物衛生法」を使用しています。

第1章

感染症媒介動物の防除と最近の話題

感染症媒介動物の防除と最近の話題



橋本知幸
一般財団法人日本環境衛生センター
環境生物・住環境部

1

1. 日本の衛生害虫の歴史
2. 節足動物媒介性感染症
3. 蚊・ダニの生活史
4. 蚊・ダニの防除
5. 感染症発生時の対応

2.節足動物媒介性感染症

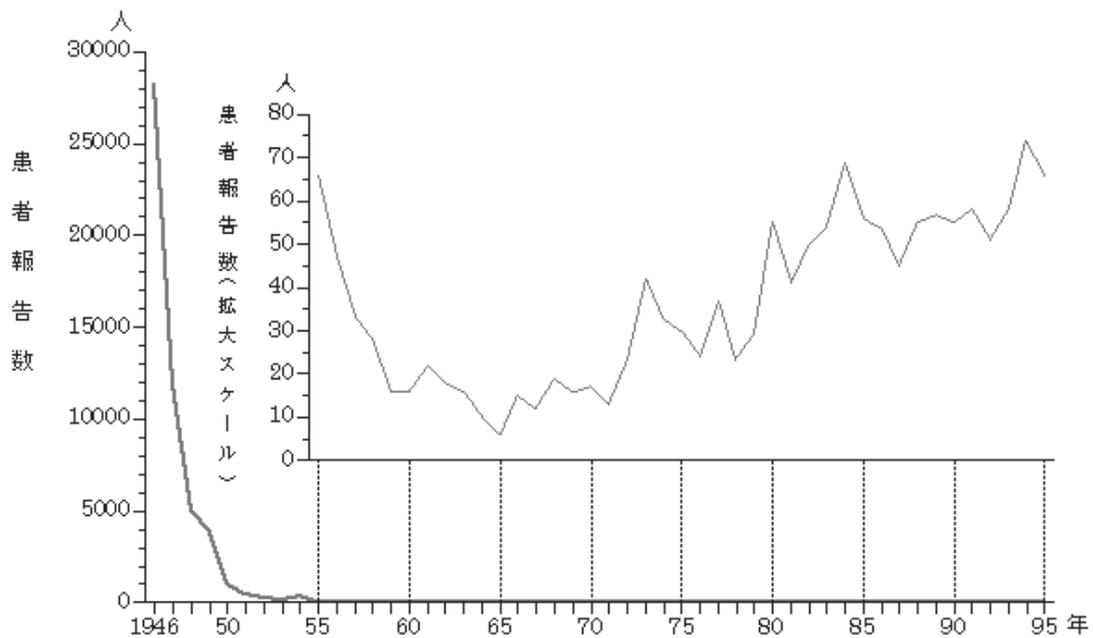
感染症法の節足動物媒介性感染症（4類感染症）

E型肝炎、A型肝炎、エキノコックス症、オウム病、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く)、ニパウイルス感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ヘンドラウイルス感染症、ボツリヌス症、リッサウイルス感染症、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、オムスク出血熱、キャサヌル森林病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、日本紅斑熱、ライム病、リフトバレー熱、ロッキー山紅斑熱、野兔病、Q熱、回帰熱、ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、チクングニア熱、シカ熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ馬脳炎、発しんチフス、マラリア

ダニ媒介性、昆虫媒介性、ダニ以外の経路もある

3

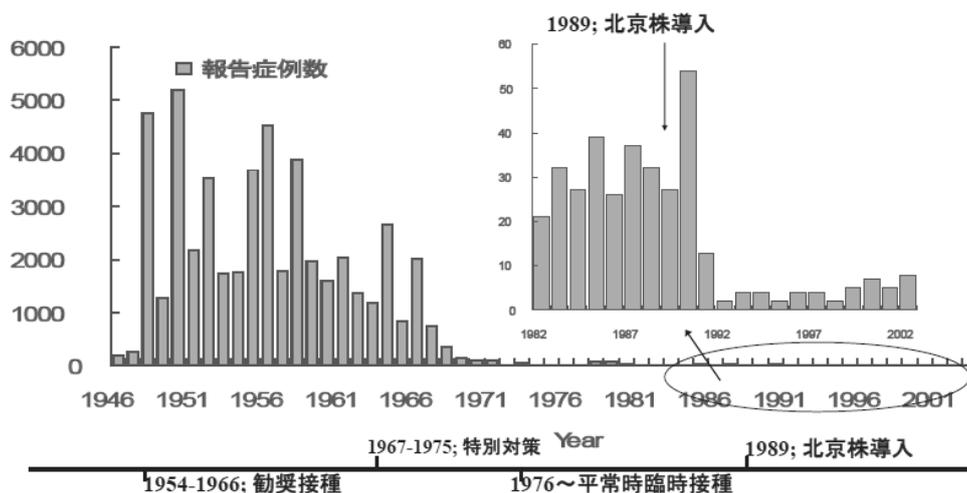
マラリアの年別患者届出数の推移(1945-1995年)



厚生省東京情報部(伝染病統計)

5

日本脳炎の年別患者届出数の推移(1946-2002年)



国立感染症研究所HP

6

蚊媒介性感染症の変化の背景

日本脳炎(媒介種コガタアカイエカ)

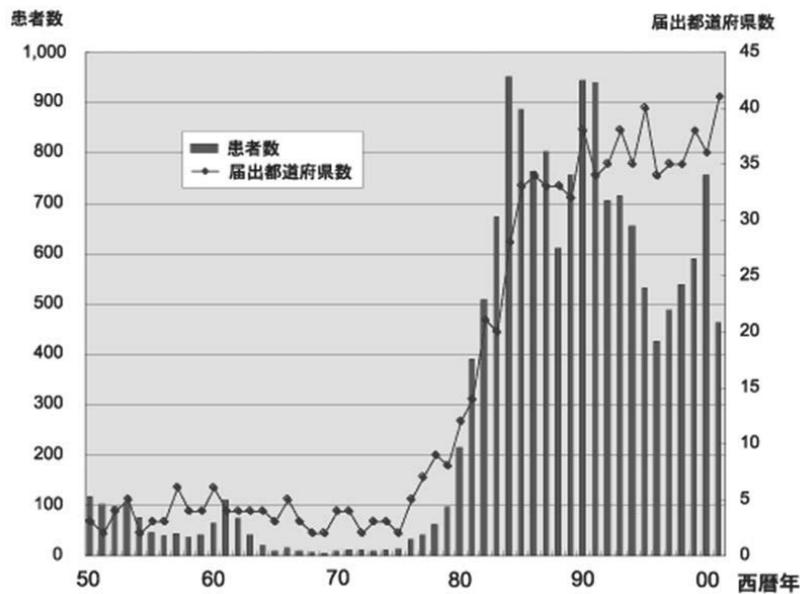
- 1967~76年は、小児のみならず、高齢者を含む成人に積極的にワクチン接種の実施
- 主要発生源であった水田の灌水管理手法が変化し、本種が増えにくくなった

デング熱(ヒトシジミカ、ネッタイマカ)・マラリア(ハマダラカ類)

- 戦中・戦後の戦地感染者帰国による国内流行
- 海外渡航者の減少に伴う減少(1950~65年)
- 海外渡航者の増加に伴う増加(1965年以降)

7

つつが虫病の年別患者届出数の推移(1950-2001年)



国立感染症研究所HP

9

ダニ媒介性感染症の変化の背景

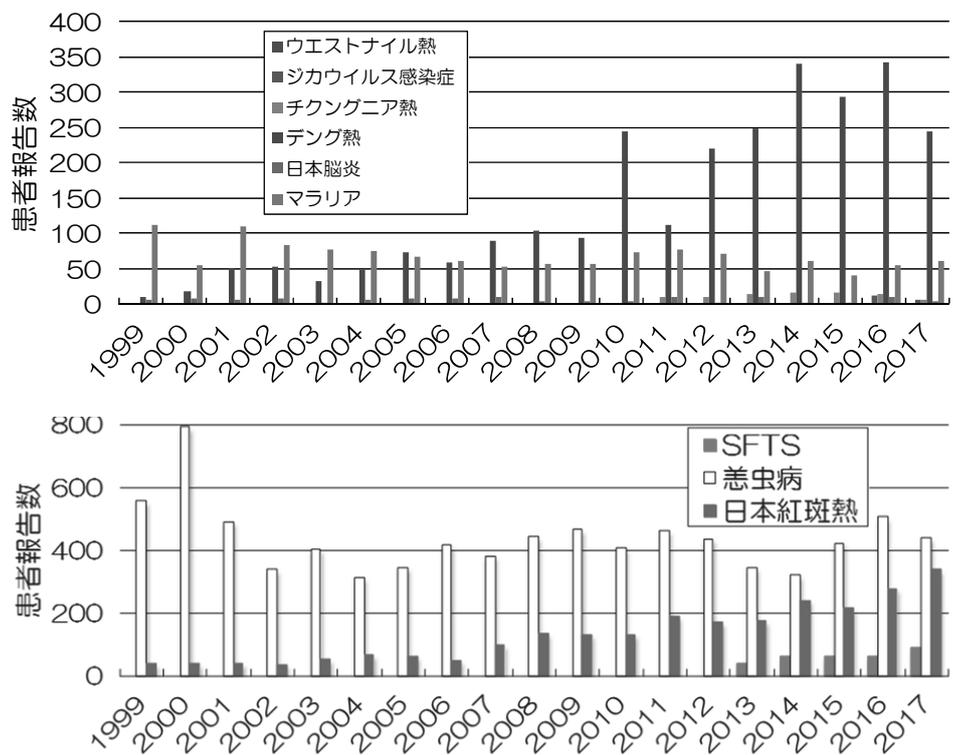
つつが虫病(媒介者ツツガムシ類)

- 1950年から伝染病予防法による届出開始（この時期はアカツツガムシによる古典型のみ）
- 1980年代よりフトゲツツガムシ、タテツツガムシによる新型が急増

日本紅斑熱(媒介者マダニ類)

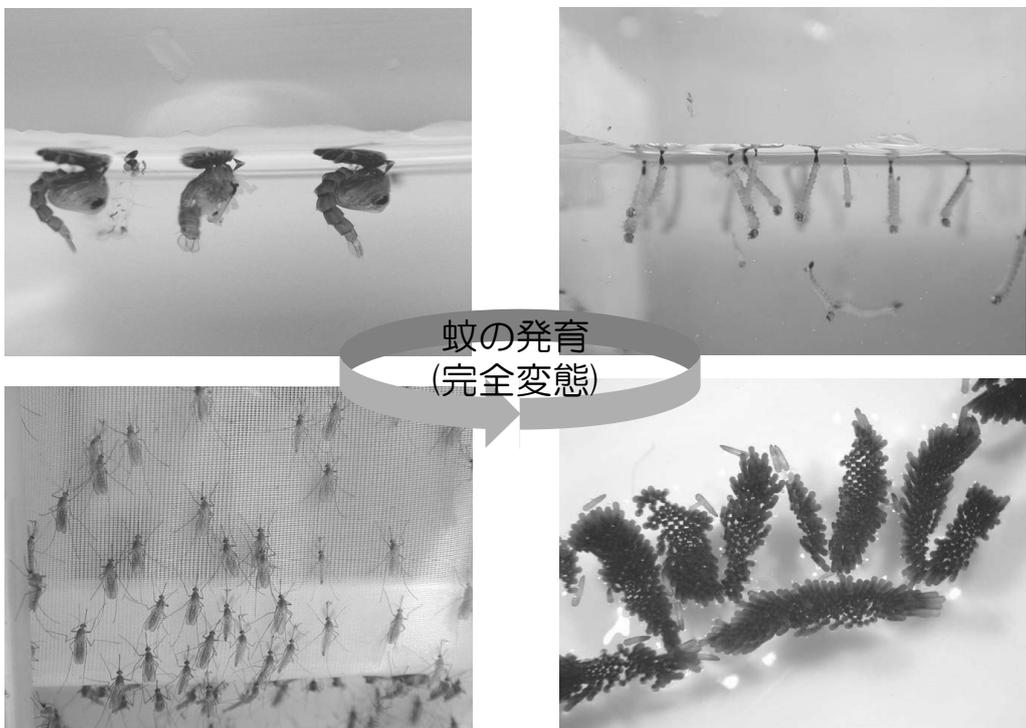
- 日本では1984年に初報告
- 海外渡航者の減少に伴う減少（1950～65年）
- 海外渡航者の増加に伴う増加（1965年以降）

10



国立感染症研究所HP 11

3.蚊・ダニの生活史



住宅周辺の蚊の発生源



蚊成虫の発生時期

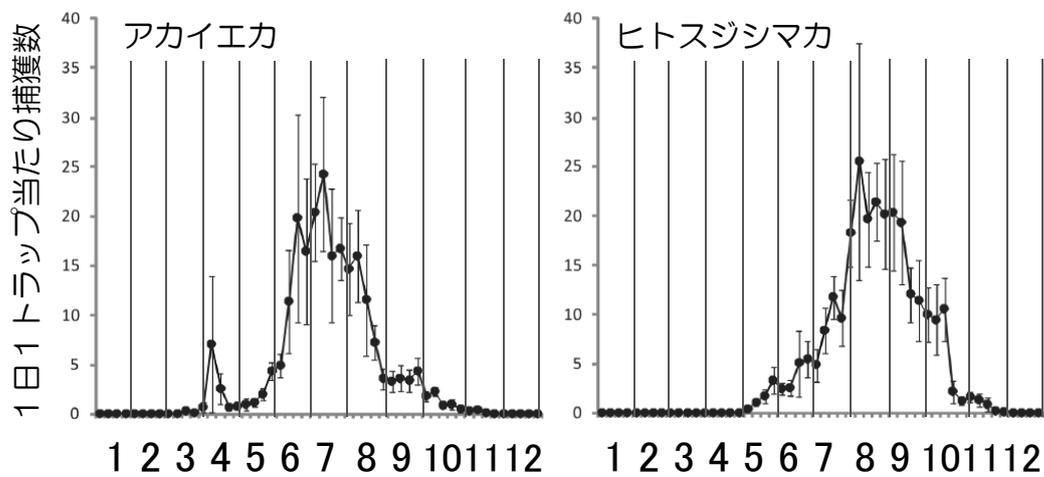


Fig. 2. Seasonal changes in the density (number of mosquitoes/trap/day) of *Cx. pipiens* gr. and *Ae. albopictus* observed at the National Institute of Infectious Diseases, Tokyo, Japan from 2003 to 2013. *Culex pipiens* gr. includes *Culex pipiens pallens* and *Cx. pipiens* form *molestus* in this study. Bars show standard errors.

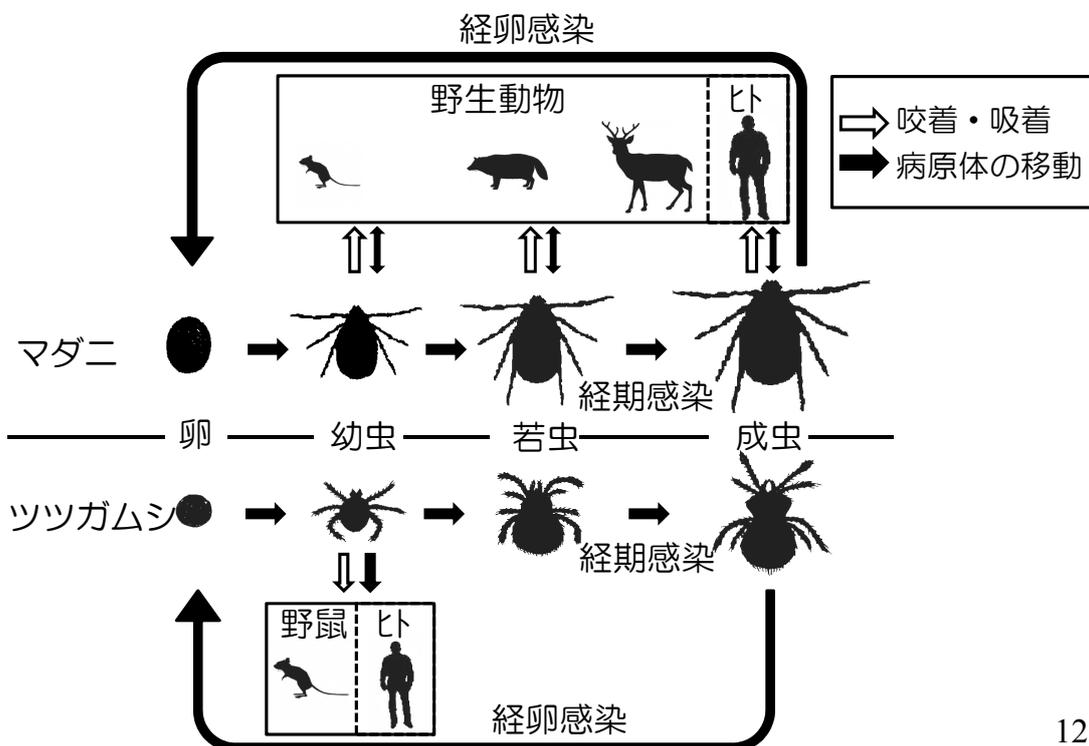
Tsuda et al. 2014

蚊による被害

	カバカ群	ヒトジツカ
吸血場所	主に屋内	主に屋外
吸血時間	主に夜間	主に昼間
冬季の被害	あり(カバカ)	なし

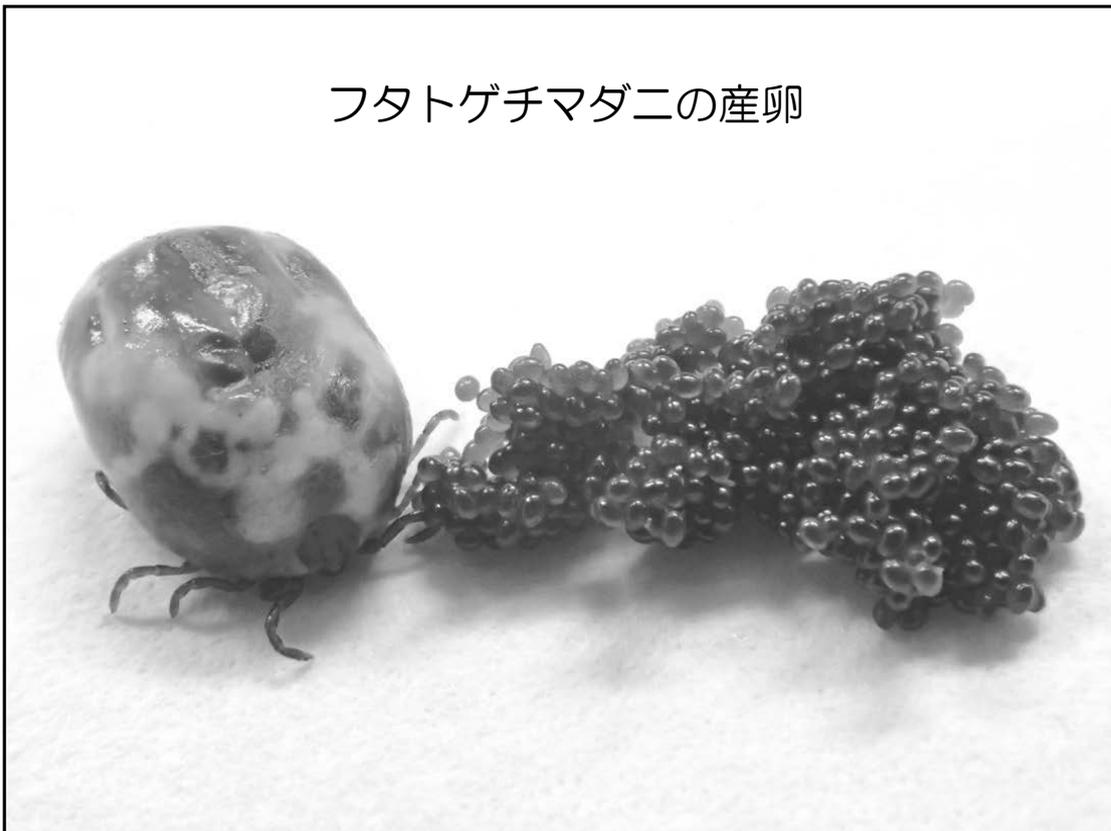


ダニ類による人への寄生と病原体の伝播経路



12

フタトゲチマダニの産卵



公園駐車場に現れた鹿の群れ





マンリョウ葉裏の
オオトゲチマダニ



14

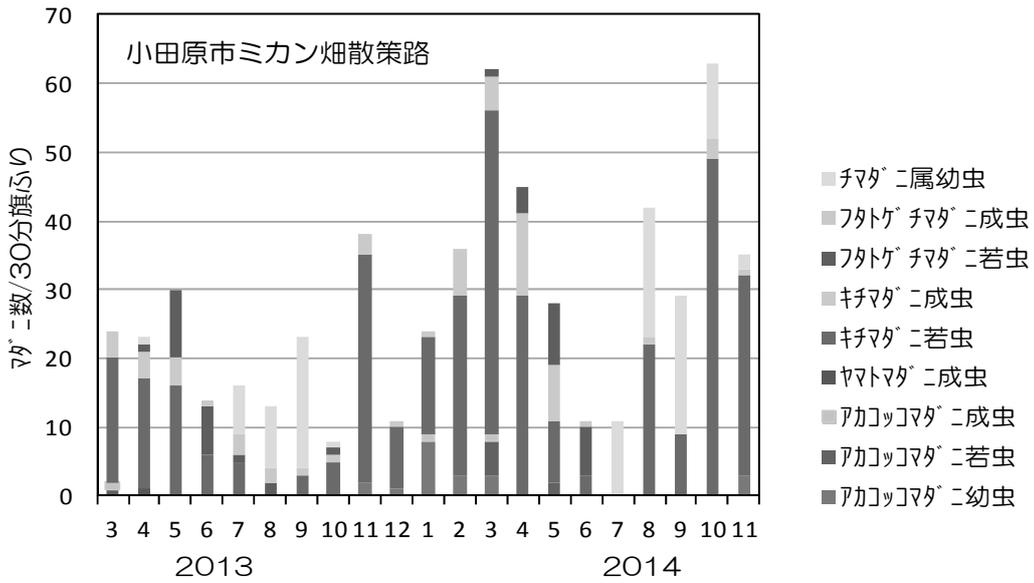
ツツガムシ発生地

アカツツガムシ
(秋田県大仙市)

タテツツガムシ
(神奈川県山北町)

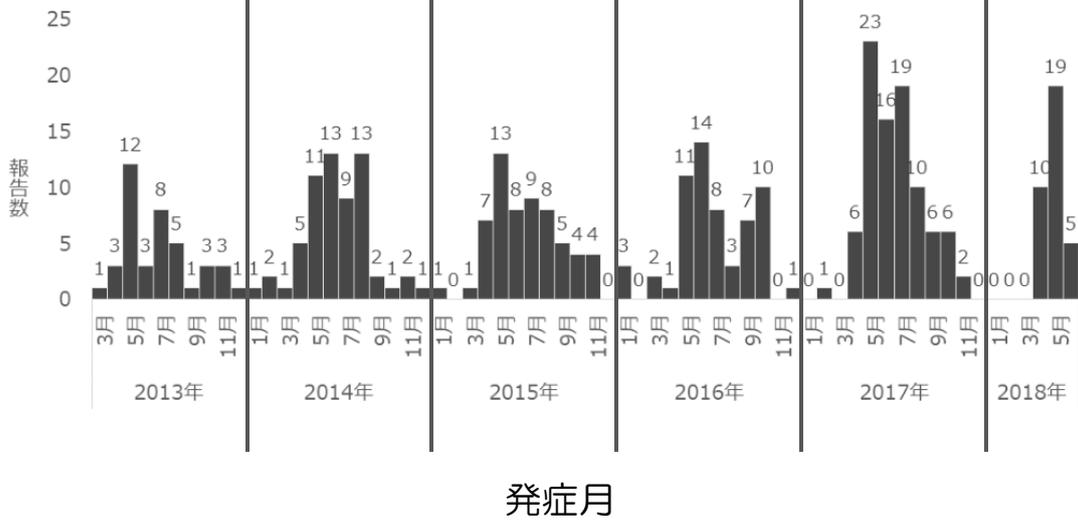


マダニ密度の推移



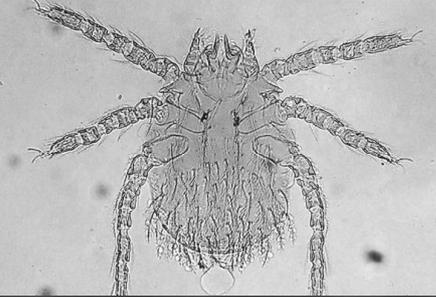
2013年3月4日以降の月別のSFTS患者発症数

(2018.7.25.現在)



日本における主な感染症媒介ダニ

フトゲ ツガムシ



フトゲ マダニの集塊



タテツガムシの集塊



タカサゴ キラマダニ



8

日本紅斑熱



出現した紅斑



刺し口

紅斑熱群リケッチアの一種である *Rickettsia japonica* を起因病原体とし、マダニ類に刺咬されることにより感染する。

マダニ刺咬後2～8日して、頭痛・39.5～40℃以上の高熱、悪寒戦慄をもって急激に発症する。全身倦怠感・関節痛・筋肉痛などを伴う。

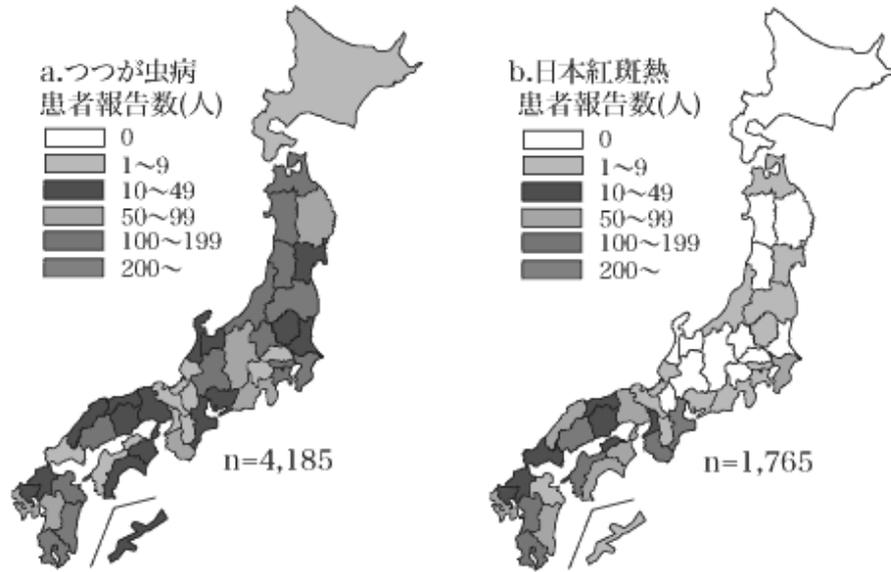
発熱とともに米粒大の辺縁不整の紅斑が手足・手掌・顔面に多数出現し、全身に広がる。

重症化すると痙攣・意識障害・血管内凝固症などを引き起こす。

本症により兵庫県・広島県・高知県・宮崎県などで死者が出ている。

<http://www.pref.mie.jp/NHOKEN/HP/oshirase/japonica/index.htm>

恙虫病と日本紅斑熱の患者報告状況（2007-2016年）



(感染症発生動向調査:2017年4月27日現在報告数)



チーター2頭、マダニ媒介の感染症で死ぬ 広島動物園

新谷千布美 2017年8月18日 23時26分

シェア 124 ツイート list ブックマーク 6



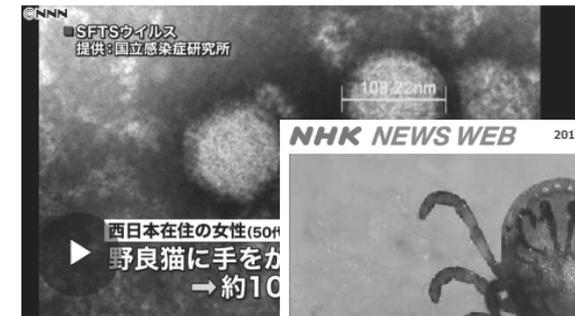
7月30日に死んだチーターのアーサー(オス、6歳、広島市安佐動物公園提供)



猫にかまれ…マダニ媒介の感染症で女性死亡

ツイートする シェアする

2017年7月25日 01:46



福岡・博多港で「

全文

去年、野良猫にかまれた女性が、「マダニ」にかまれていたことがわかった。この病気で死亡した。

厚労省などによると、亡くなったのは西日本在住の50代女性が、野良猫を病院に連れて行く途中、マダニに咬まれて感染症を発症し、その後死亡したとみている。ほ乳類からヒトへ

NHK NEWS WEB 2017年(平成29年)10月12日 木曜日



マダニ媒介ウイルス ペットの犬から人に感染 国内で初

10月10日 18時39分

マダニが媒介するウイルスによる感染症が相次ぐ中、ことし6月、徳島県の40代の男性がペットの犬からウイルスに感染していたことがわかりました。マダニが媒介するウイルスがペットの犬から人に感染したことが確認されたのは国内で初めてです。

4.蚊・ダニの防除

衛生害虫防除のあり方



野外における蚊・マダニ防除の特徴

- ・吸血回避が基本で、根絶は不可能である
- ・対象虫の生息範囲が広く、広域防除となる
- ・平常時対策、緊急時対策があり得る

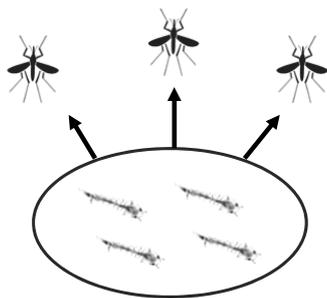
平常時対策と緊急時対策

昆虫の変態と生息環境の変化

完全変態 卵 → 幼虫 → 蛹 → 成虫

不完全変態 卵 → 幼虫 → 成虫

完全変態昆虫における生息域の変化



成虫は発生源から分散

∴ 幼虫駆除のほうが効率的

緊急時は

病原体保有成虫のリスク

∴ 成虫駆除が必要

(1)被害・生息状況調査

①調査対象地域の選定

- ・地形、土地利用状況の把握

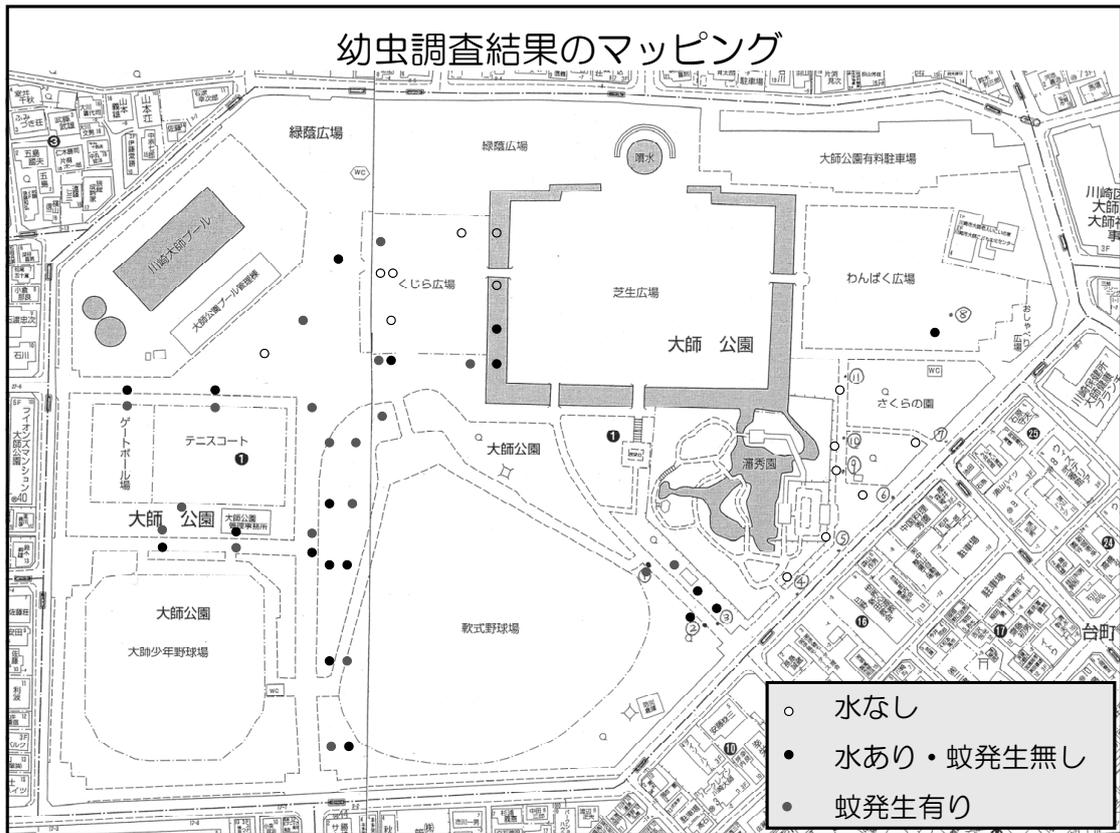
②簡略化した実施内容の設定

- ・優先順位（網羅性と効率性の両立）を考える

③調査マニュアルと結果解析

- ・発生の多い時期、多いと予測される場所を網羅する
- ・調査者が感染しないように注意する
- ・発生源マップの作成





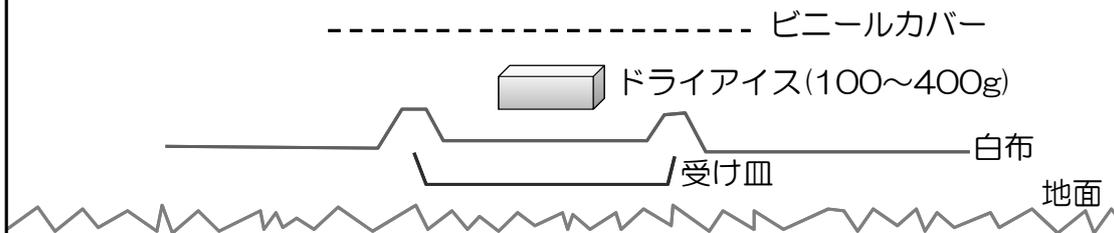
蚊成虫調査②



旗ずり法によるマダニ調査



ドライアイス法によるマダニ調査



(2) 作業計画

- ①防除目標（対象地域・対象種・防除目標水準）の設定
- ②防除法の選択
 - ・役割分担（行政・PCO・住民）
 - ・幼虫対策、成虫対策
 - ・環境保全上の制限の検討
 - ・予算と期間
 - ・住民への情報公開
- ③作業（防除作業～効果判定）日程の決定
- ④事後処理・モニタリング法の検討

一般的なマダニ対応

- 発生エリアに近づかない
- 忌避剤を使用する



さらに積極的な対策

- 藪の刈り込みによる人の動線の確保
- 宿主動物の侵入防止柵の設置
- 殺虫剤による駆除



マダニに対する積極的対策の比較

	藪の刈り込み	動物の侵入防止柵	殺虫剤の散布
長所	<ul style="list-style-type: none">• 環境負荷が小さい• 低コスト	<ul style="list-style-type: none">• 根本的対策となる• マダニ以外の対策効果もある	<ul style="list-style-type: none">• 最も速効的• 適用場面が広い
短所	<ul style="list-style-type: none">• 効果は限定的• 刈った草木の処分が必要	<ul style="list-style-type: none">• 高コスト• 景観を損なう恐れ	<ul style="list-style-type: none">• 効果は一時的• 環境負荷の懸念

(3)防除作業

予防的・根本的手段

環境的対策：害虫の発生条件を除去していく対策

害虫発生後の手段

物理的対策：物理的に捕殺・侵入遮断する（粘着トラップ、
網戸・蚊帳など）

化学的対策：薬剤で殺したり忌避する（殺虫剤、忌避剤、
誘引剤）

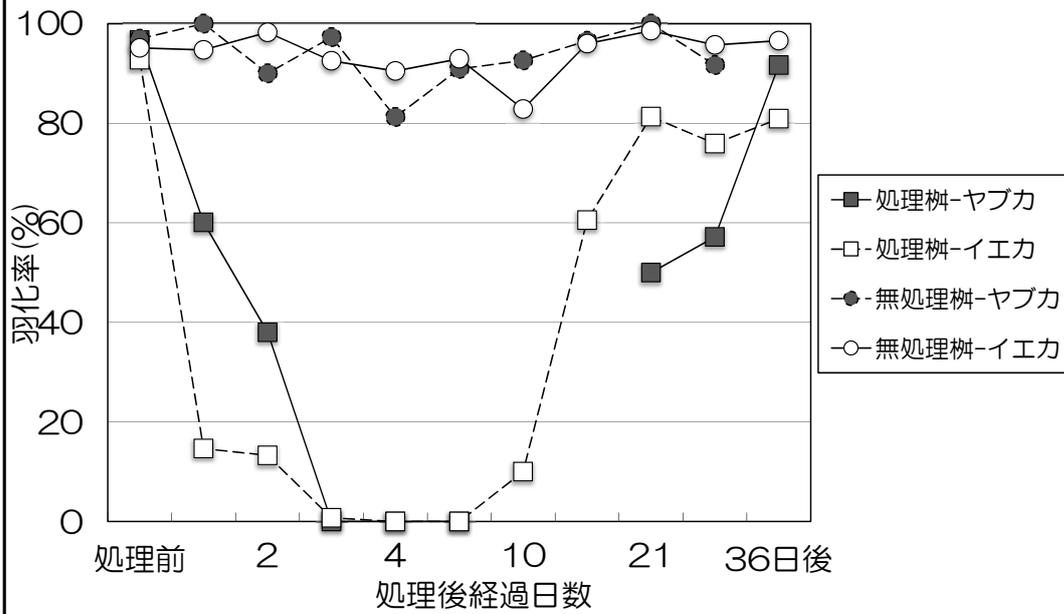
生物的対策：他の生物を利用する（天敵、不妊虫放逐、
寄生性真菌・細菌・ウイルス）

蚊幼虫対策





実地試験：昆虫成長制御剤(IGR)による蚊幼虫駆除効果の持続性



殺虫剤散布機器



背負動力噴霧機



全自動噴霧器

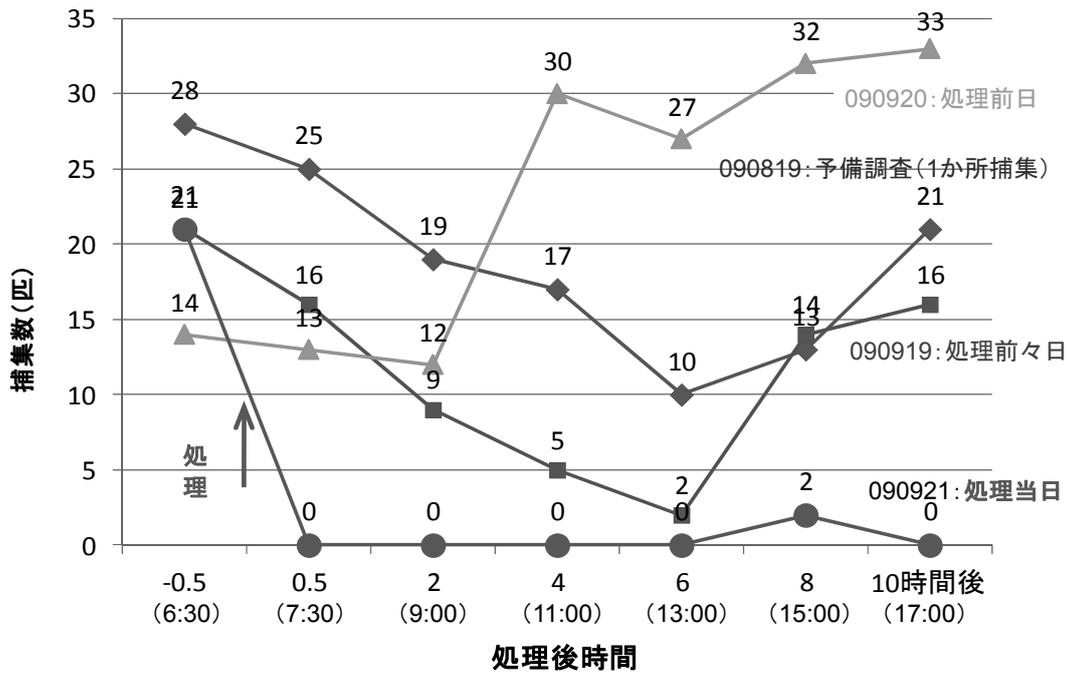


パルスジェット式エンジン煙霧機
(スイングフォグ)



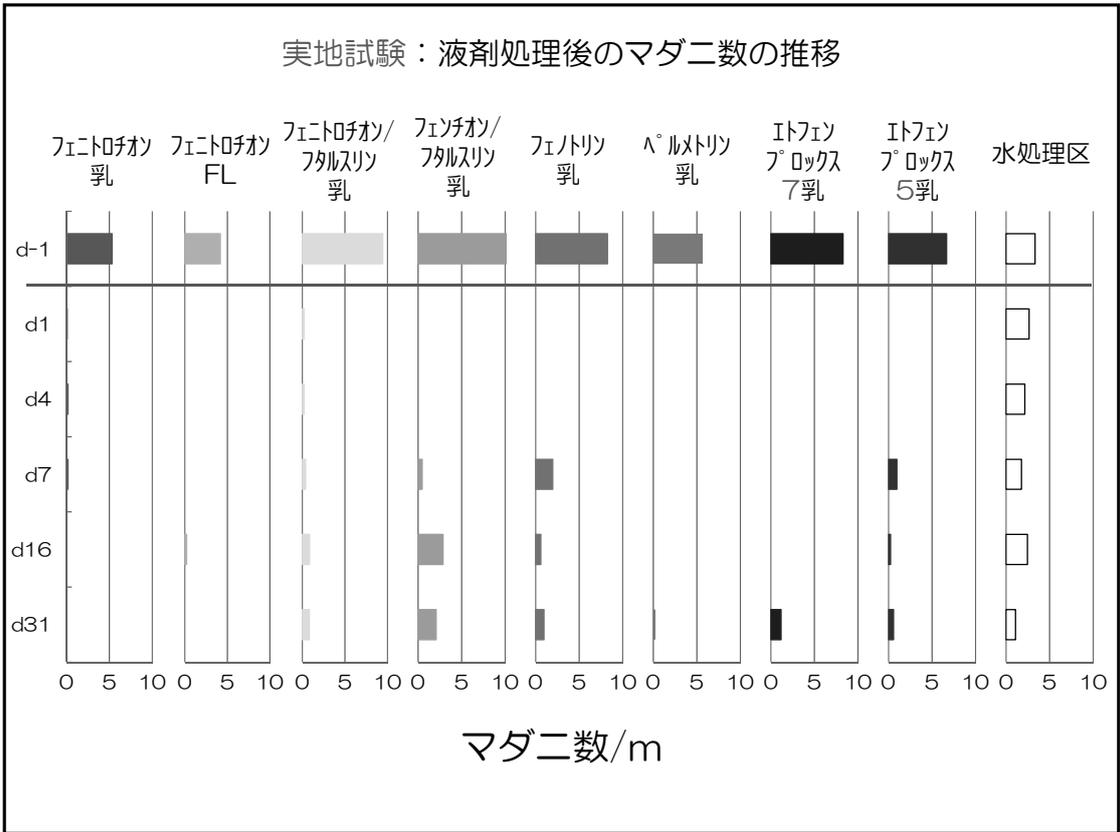
ピレトリン炭酸ガス製剤
(ミラクンPY)

実地試験：炭酸ガス製剤空間噴霧による蚊飛来数の推移
 (8分間人囲法×2か所による捕集数)
 処理薬剤：フェノトリン炭酸ガス製剤 (処理量 1 g/m³)

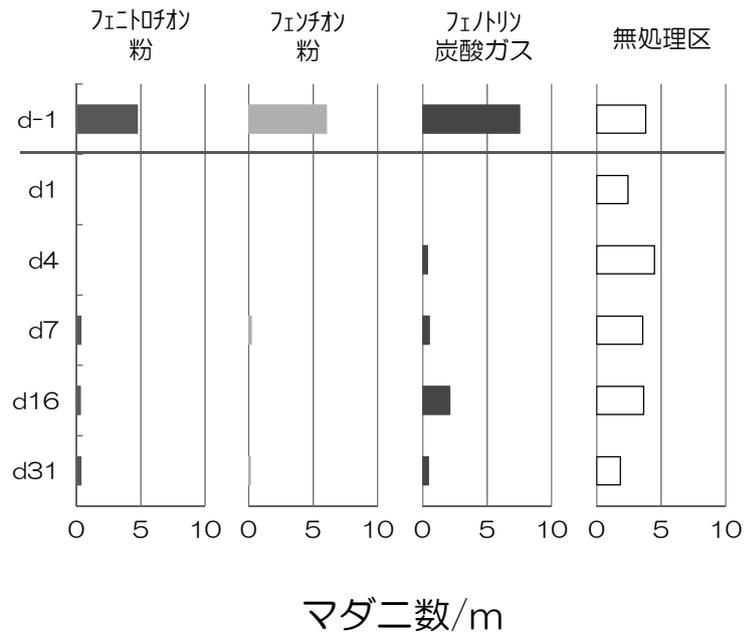


実地試験：忌避剤(ディート10%製剤)処理による蚊飛来数の推移

被験者	直後～1時間後		3～4時間後		6～7時間後	
	処理区	無処理区	処理区	無処理区	処理区	無処理区
A	2	34	3	33	11	29
B	2	13	0	5	0	8
C	0	5	5	14	6	15
D	5	31	8	33	18	45
E	0	10	1	12	3	11
F	1	7	4	16	7	24
G	0	12	0	12	7	11
H	2	15	7	14	16	26
I	1	12	8	19	8	13
計	13	139	33	158	76	182
忌避指数	90.6		79.1		58.2	



実地試験：粉剤・炭酸ガス製剤処理後のマダニ数の推移



マダニに対する殺虫剤処理の効果

- マダニ駆除用殺虫剤（衛生害虫用）は、生息環境への用法用量通りの処理で、速効的な致死効果が得られる。
- 残効性の長いことが予想される液剤であっても、真の残効性は半月程度であるが、マダニの密度の回復はさらに遅延するものと考えられる。

日本におけるマダニ駆除剤の使用範囲



医=医薬品、動=動物用医薬品、農=農薬(非マダニ剤)

(4) 効果判定・監視

- 防除作業終了後は、作業の有効性を検証する。検証は、原則的に事前調査と同じ方法で実施する。
- 迅速対応のために害虫発生のモニタリングを行うことが望ましい。
- 広域防除では、住民への啓発と理解も必要である。

第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準
- 4 各種届出

1 建築物衛生法の概要

(1) 目的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.37 にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、既に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任もできません。

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設： 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯水栓で実施する。	
	防錆剤 <small>せい</small> の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

* 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管用清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

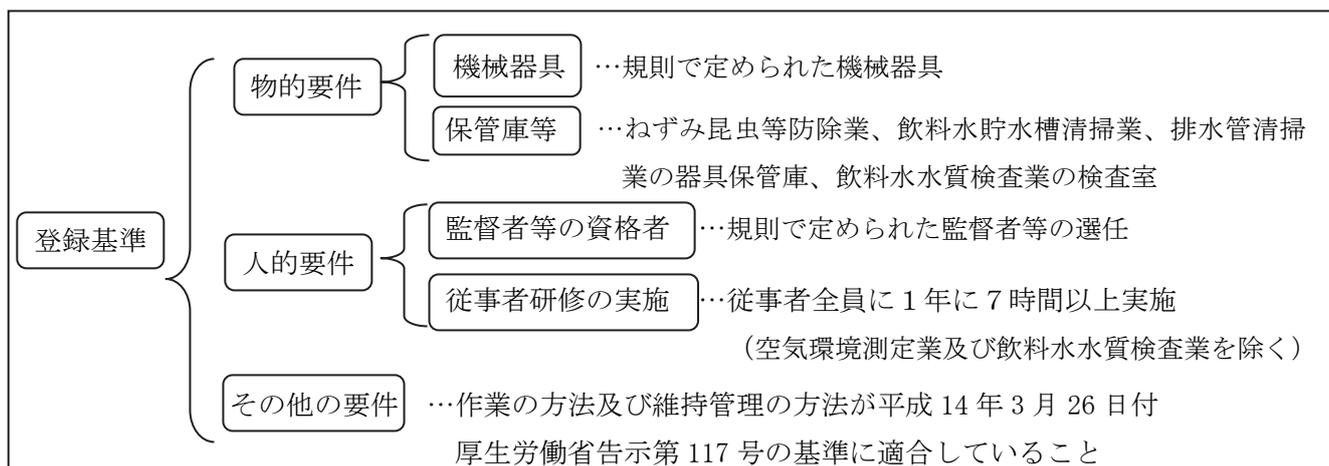


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています (P.75 参照)。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です (表2)。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください (P.48 参照)。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることとなります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 58 ね第〇〇〇号	東京都 30 ね第〇〇〇号	東京都 19 ね第〇〇〇号
有効期間	平成 30 年 10 月 2 日から 平成 36 年 10 月 1 日まで	平成 30 年 9 月 28 日から 平成 36 年 9 月 27 日まで	平成 24 年 9 月 2 日から 平成 30 年 9 月 1 日まで
説明	昭和 58 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	平成 30 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登録表示（例）

- 良い例 → 登録建築物ねずみ昆虫等防除業、東京都〇〇ね第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定ねずみ昆虫等防除業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2号	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表4）。

表4 業種別の登録営業所数（平成30年3月31日現在）

登録業種	営業所数
建築物清掃業	400
建築物空気環境測定業	158
建築物空気調和用ダクト清掃業	26
建築物飲料水水質検査業	42
建築物飲料水貯水槽清掃業	856
建築物排水管清掃業	175
建築物ねずみ昆虫等防除業	293
建築物環境衛生総合管理業	347
合計	2,297

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、当課ホームページで公開しています。

（URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等*の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）（図2）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください。（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2留意事項」を確認してください。）

- （ア）同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ）他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ）建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表5）。

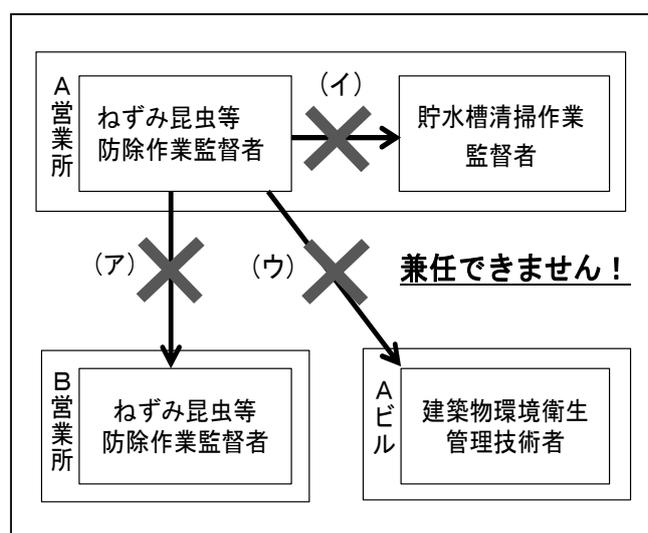


図2 兼任禁止についてのイメージ図

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

- ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。
- エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとする事はできないものであること。
- オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.75 参照）。

（1）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

- （ア）照明器具
- （イ）調査用トラップ
- （ウ）実体顕微鏡
- （エ）毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- （オ）噴霧器
- （カ）散粉機
- （キ）真空掃除機
- （ク）防毒マスク及び消火器

イ 機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること

- （ア）薬剤が飛散流出しない構造であること
- （イ）薬剤等により腐食しない構造であること
- （ウ）引火事故の起こりにくい構造であること
- （エ）機械器具等を保管するのに十分な広さを有していること
- （オ）独立しており、鍵がかかること

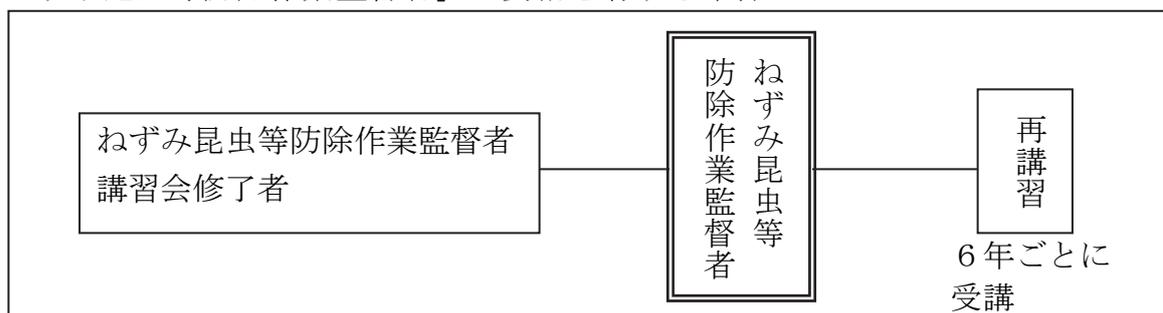
※薬剤については、機械器具とは別に薬剤専用の保管庫で保管することが望ましい。

（2）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア ねずみ昆虫等防除作業監督者

営業所に、ねずみ昆虫等防除作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「ねずみ昆虫等防除作業監督者」の資格を有する条件



イ 従事者

ねずみ昆虫等の防除に従事するすべての者（アルバイト、パートを含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間7時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下にカリキュラム例を掲載するので、参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とねずみ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とねずみ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ねずみ害虫防除概論	ねずみ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ねずみ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ねずみ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫(食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか)の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

(3) 作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 (その他の要件)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成14年3月26日付厚生労働省告示第117号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」(以下、「告示第117号」という。)の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(抜粋)

第七 規則第二十九条第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.65参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変更事項	添付書類等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3か月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
保管庫の所在地	保管庫付近の見取図、建物内の平面図、保管庫内の器具 の配置図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
防除作業監督者	※防除作業監督者の資格を証する書類 (原本)
その他の要件	防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の 維持管理の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
 - ・変更事項により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
 - ・登録証明書の訂正、再発行は行いません。
- (※) 登記簿謄本・履歴事項全部証明書 (P.65参照) 及び防除作業監督者の資格を証する書類は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式はP.67参照)

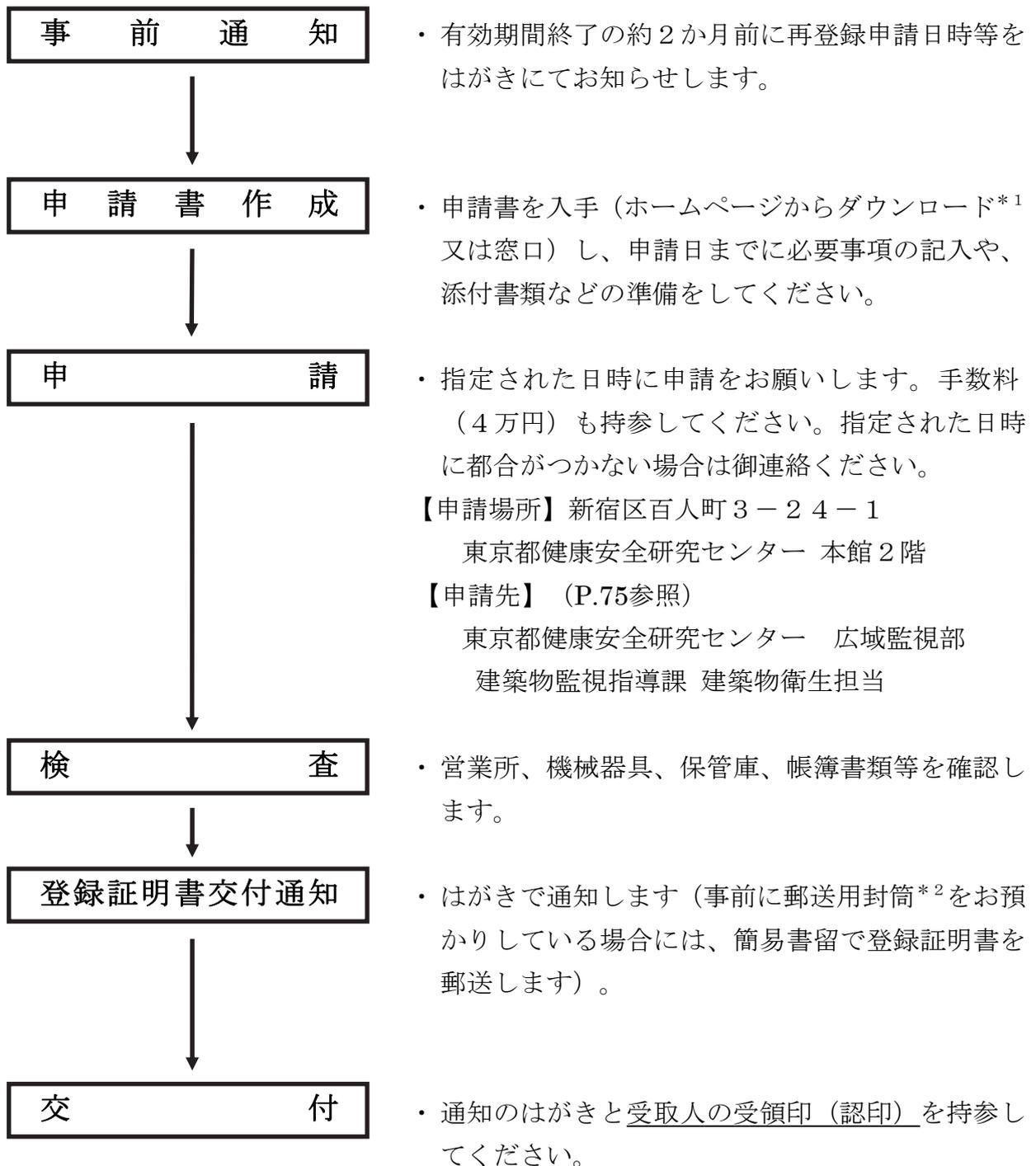
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.52参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索してください。）
URL : http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に450円分の切手を貼付してください。

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書（P.52～58）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例（P.59～64）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.65）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.67）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

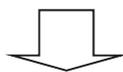
営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載（P.69～73）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類*の様式はホームページからダウンロードできます。

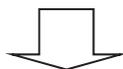
※「機器管理台帳」及び「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修実施記録表」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式がダウンロードできます。

				保存期間	常1年	分類記号	G010100	引継ぎ
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	平成 年 月 日	
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意			決 定	平成 年 月 日	
				起 案		平成 年 月 日		
				収 受		平成 年 月 日		
あて先					発信者名	知 事	発 送	
課	決定権者 (課長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)	起案	健康安全研究センター		起 案 者	
					広 域 監 視 部			
					建 築 物 監 視 指 導 課			
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。								

平成 年 月 日

東京都知事殿
郵便番号
住 所
申 請 者
氏 名

電 話 ()
(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請書

下記のとおり建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

- 営業所の名称 電話 ()
- 営業所の所在地 郵便番号
- 営業所の責任者氏名
- 添付書類
 - ねずみ昆虫等防除作業監督者の資格を証する書類
 - ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
 - 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登 録 簿	
				収 受 簿		通 知 送 付	

ねずみ昆虫等防除作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	ねずみ昆虫等 防除作業監督者講習会修了者	番 号			有効期限	. .	
		取得年月日				. .	
照合							

氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了	番 号			有効期限	. .	
		取得年月日				. .	
照合							

氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了	番 号			有効期限	. .	
		取得年月日				. .	
照合							

氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了	番 号			有効期限	. .	
		取得年月日				. .	
照合							

機械器具等設備の概要

機械器具名	名称・型式	台数	購入年月日
実体顕微鏡			
噴霧機			
散粉機			

殺そ用器具	数	安全用具	数	その他	数
毒じ皿		防毒マスク		照明器具	
捕そ器		消火器		真空掃除機	
毒じ箱				調査用トラップ	

使用する薬剤名

薬剤名（成分）	対象動物	薬剤名（成分）	対象動物

営業所 名称		営業所 所在地	
-----------	--	------------	--

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

保管庫の見取図

保管庫の所在地			
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分
保管庫付近の見取図、保管庫の建物内の平面図、保管庫内の器具の配置図			

営業所		営業所	
名 称		所 在 地	

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

作業班	監督者等	使用する機械器具
作業班編成		
作業手順		

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例 1）

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	噴霧器、散粉機、毒じ皿、捕そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
2 班	建物 花子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、捕そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

（例 2）

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	噴霧器、散粉機、毒じ皿、捕そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
鈴木班	鈴木 美留子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、捕そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

（例 3）

作業班名	監督者	使用する機械器具
ねずみ班	山田 琵琶留男	毒じ皿、捕そ器、毒じ箱、照明器具 等
昆虫班	鈴木 美留子	噴霧器、実体顕微鏡、調査用トラップ 照明器具、真空掃除機 等

II 作業手順

1 作業工程（事前調査、事後調査の方法に関する事項を含む）

作業工程の概要

（例）

- 1) 事前調査
- 2) 防除作業計画の立案
- 3) 防除作業
- 4) 効果判定
- 5) 事後措置

ポイント

ねずみ昆虫等防除作業について、貴営業所の作業工程の概要を記述してください（点線内）。

作業手順（作業工程）の基本的な考え方について：

昨今、人や環境への影響を極力少なくする防除体系のもとに実施することが求められており、調査方法とそれに基づく効果判定法など、総合的有害生物管理（I P M；Integrated Pest Management）による防除体系が提案されています。そのため、作業工程についても、I P Mの考えを基本にして作成するようにしてください。

なお、特定建築物におけるねずみ等の対策のためのI P Mとは、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、環境基準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策のことを言います。

◎（告示第117号 第七の一）

ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。

具体的な方法

- ・事前調査の方法：
- ・作業計画策定の方法：
- ・防除作業の方法：

ポイント

防除作業だけでなく、事前調査や作業計画策定などについても具体的に記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の二）

食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。

◎（告示第 117 号 第七の三）

防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。

具体的な方法

ポイント

ねずみ等が発生しやすい箇所における生息調査及び発生防止の措置、ならびに防虫設備の点検について、具体的な方法を記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の五）

ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

具体的な強制換気や清掃の方法

効果判定

具体的な効果判定の方法

ポイント

防除作業後の効果判定（生息状況、環境状況）について、方法を簡単に記載してください。

事後調査及び措置

具体的な事後調査や措置の方法

ポイント

効果があった場合、その後、どのように定期点検を行うのか、効果がなかった場合、どのような措置を施すのか、など具体的に記述してください。

2 使用する薬剤

◎（告示第 117 号 第七の四）

殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努める。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

1) 薬剤の種類

2) 薬剤の保管方法

具体的な保管方法

ポイント

薬剤の種類には、商品名、有効成分、対象生物などを簡単に記載してください。また、保管方法には、薬剤の保管場所や使用量の把握方法等について、簡単に記載してください

3 機機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第七の六）

ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

4 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

5 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

防除作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 防除作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・生息状況調査結果
- ・防除作業場所
- ・監督者名等
- ・使用薬剤と処理方法
- ・効果判定
- ・所見

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎ (告示第 117 号 第七の七)

ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第七の一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : ねずみ防除作業のみ、ねずみ昆虫等防除作業全般 等
- (3) 業務を委託する期間 : 1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

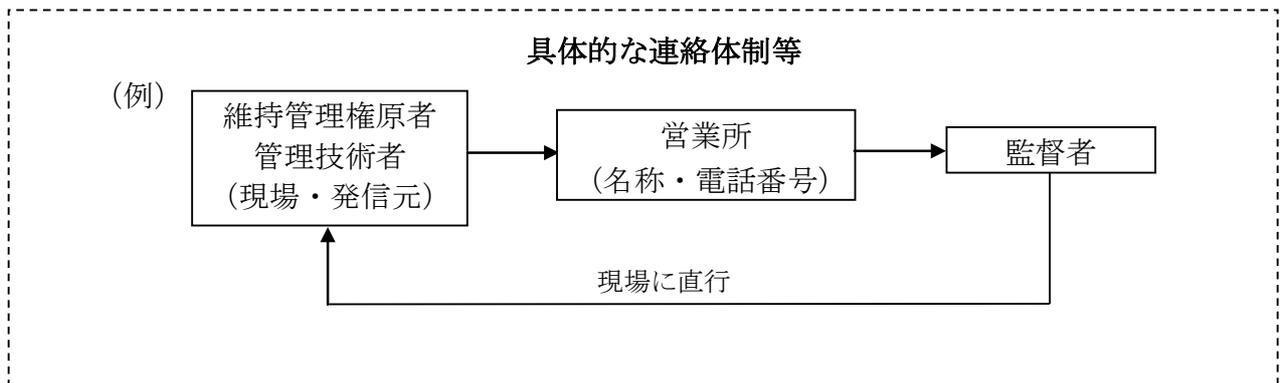
2 について : 1 の(1)~(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3 について : 委託を受ける者も、告示第 117 号第七の一から六に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第七の八）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称
- 2 営業所の所在地 〒 東京都
電話 ()
- 3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登録番号 東京都 第 号
- 5 変更事項
旧
新
- 6 変更年月日 平成 年 月 日

- 添付書類
 - ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
(P.47 参照)

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所
- 2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
- 3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・**ねずみ昆虫等防除業**・環境衛生総合管理業
- 4 登録番号 東京都 〇〇 第 〇〇〇 号
- 5 変更事項 **【変更した事項について記入してください (例：申請者代表者の変更)】**
旧 **【変更前について記入してください】**
新 **【変更前について記入してください】**
- 6 変更年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

該当の登録区分を○で囲んでください。

変更した年月日を記入してください。

- 添付書類
- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 平成 年 月 日

添付書類

・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分

清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・**ねずみ昆虫等防除業**・環境衛生総合管理業

4 登録番号

東京都 〇〇〇 第 〇〇〇 号

5 廃止年月日

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
		台 帳
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容	担 当 者	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

ねずみ昆虫等防除作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修1年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 防除器具の種類と使用方法		備 考 テキスト名 ()
	(2) 防除薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法		
	(3) 防除作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 建築物構造や設備とネズミ・昆虫等		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

ねずみ昆虫等防除作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修2年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)から(3)までの科目は必修とし、(4)の科目は選択とする。 右記項目中で実施したのものには○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 防除器具の種類と使用方法		備 考 テキスト名 ()
	(2) 防除薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法		
	(3) 防除作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 建築物構造や設備とネズミ・昆虫等 エ ネズミ害虫防除概論 オ 害虫ごとの生態と防除		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

ね ず み 昆 虫 等 防 除 作 業 報 告 書

年 月 日

お客様名 _____ TEL _____
 施工場所名 _____ TEL _____
 施工場所所在地 _____

東京都 ね 第 号
 名称地 電話

防除作業監督者

作業日	時間	実施者名	確認者・現場立会者の署名・印	点 検		防 除		効 果 判 定			
				□定期	□事前	□定期	□重点	年 月 日 ()	年 月 日 ()		
				始	終	始	終	始	終		
作業場所	対 象	調査法	生息場所	環境状況	使用薬剤等	使用濃度	希釈後使用量	処理方法	調査法	生息状況	環境状況

特記事項 (ねずみ衛生害虫の発生を抑制するための、お客様へのお願い等)

ね

検査年月日	平成	年	月	日
監視員				
立会者				

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づき立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称				
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目	番 号
登録番号	東京都	ね	第	号
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）			

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない（照明器具、調査用トランプ、実体顕微鏡、毒じ血、毒じ箱、捕そ器、噴霧機、散粉機、真空帯除機、防毒マスク、消火器）		
	2	保管庫が適正である・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。（専用、薬剤が飛散流出しない、腐食しない、引火ににくい、広さ、鍵）		
人的要件	3	防除作業監督者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
	4	従事者研修を実施している。		
その他	5	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	6	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

項目	No.	検査項目	判定	備考
帳簿・書類等の整備状況	1	機器管理台帳を作成し、保存している。		
	2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	3	報告書を作成し、控を保存している。		
	4	内容が適切に記載されている。（日時、作業者名、場所、対象種類、薬剤名、使用量、処理方法、効果判定、その他）		
	5	事前調査表、防除計画表、点検記録表を作成している。		
	6	薬剤使用記録表を作成している。		
	7	従事者研修を実施している。		
	8	従事者研修実施記録表を作成し、保存している。		
	9	実施方法が適切である。（時間、受講者、内容、指導者、その他）		
設備などの維持管理状況	10	機械器具等は専用のものを使用している。		
	11	機械器具等の点検・整備をしている。		
	12	搬入搬出に便利で機能的である。		
	13	広さが適切である。		
	14	施設が適切である。		
	15	専用の保管庫として使用している。		
	16	壁、屋根、床等が破損していない。		
	17	整理整頓されており、清潔である。		
	18	車庫が適切である。		
	19	自動車保管庫として使用する場合は、自動車が機器薬剤等を衛生的に保管できる構造である。		
運輸・兼用	20	専用の保管場所が適切である。（位置、構造、維持管理、その他）		
	21	機器薬剤等を長時間車に積載していない。		
薬剤	22	荷台等が整理整頓されている。（格納、場所、施設、その他）		
	23	薬剤が適切に管理されている。（場所、計量、運搬、その他）		
安全対策	24	作業が適切である。（場所、計量、運搬、その他）		
	25	従事者の安全対策が十分である。（メガネ、マスク、ゴム手袋、その他）		
その他	26	居住者への安全対策が十分である。（事前の周知方法、薬剤の回収、強制換気、清掃、その他）		
	27	登録の表示が適切である。		
	28	作業手順が適切である。（工程、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)



※ JR 中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約 8 分

※ JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 10 分

登録番号 (30) 28

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

平成31年2月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目24番1号 東京都健康安全研究センター 本館2階
電話番号 03-5937-1058 (直通)

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門五丁目9番2号
電話番号 03-5405-2050

再生紙を使用しています。

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。